

東村山市防犯用品貸与要領

(目的)

第1 この要領は、市内で自主的に、防犯パトロール等の防犯活動を実施する団体に対し、予算の範囲内で防犯用品を貸与することについて必要な事項を定め、防犯活動の支援をするとともに、市民自らの力による、安心して暮らせる地域社会の形成を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 市内の町内会、自治会、商店会、PTA 及びこれらに準ずる団体、その他市内で自主的に防犯活動を行う団体又は行おうとする団体（以下「自主防犯団体」という。）であって、原則として、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 活動人数が5名以上で、かつ、その過半数が、市内に在住、在勤または在学していること。

(2) 今後、相当期間にわたって継続的に、防犯活動を行うことが見込めること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体には、貸与しないものとする。

(1) 公序良俗に反する団体

(2) 政治活動を目的とする団体

(3) 宗教活動を目的とする団体

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を不相当と認める団体

3 第1項の規定にかかわらず、活動の目的や内容等を確認し、適当と認められるときは、個人等であっても貸与の対象とすることが出来る。

(防犯用品の貸与)

第3 市が貸与する防犯用品、貸与数の上限は別表のとおりとする。

2 市長が認めた場合には、前項の上限規定によらず、防犯用品を貸与することが出来る。

3 市は貸与品の在庫状況等に応じて、自主防犯団体へ防犯用品の貸与をしないことが出来る。

(貸与申込)

第4 自主防犯団体が、防犯用品の貸与を受けるときは、東村山市防犯用品貸与申込書（第1号様式）を提出し市長の許可を受けるものとする。

(防犯用品の用途制限)

第5 自主防犯団体は、貸与を受けた防犯用品を、防犯以外の目的に使用してはならない。

(活動実績報告)

第6 市は、自主防犯団体に対し、必要に応じて活動実績等の報告を求めることが出来る。

(貸与物の返還・処分)

第7 防犯団体は、団体活動を廃止しようとする場合には、速やかに貸与を受けた防犯用品を返還しなければならない。ただし、貸与を受けた防犯用品のうち、劣化等により使用できなくなったものについては、当該自主防犯団体の責任において適切に処分するものとする。

(補足)

第8 この基準に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

付則

この基準は2021年8月9日から施行する。

別表(第3関係)

各年度につき、防犯用品の貸与数の上限は下表のとおりとする。

防犯用品	貸与数の上限	
	団体	個人等
防犯腕章(緑)	活動人員1名につき各1点まで、かつ最大30点まで	活動人員1名につき各1点まで
こども見守り腕章(黄色)	活動人員1名につき各1点まで、かつ最大30点まで	
防犯ベスト	活動人員1名につき各1点まで、かつ最大30点まで	
LED合図灯	活動人員1名につき各1点まで、かつ最大20点まで	
地域安全旗	活動人員1名につき各1点まで、かつ最大30点まで	